

23文ス第1498号
平成24年3月28日

特定非営利活動法人代表者様

福島県文化振興課長
(公印省略)

特定非営利活動促進法等の改正について(通知)

このことについて、平成24年4月1日から特定非営利活動促進法(以下「NPO法」という。)が改正されます。

NPO法の改正に伴い、福島県特定非営利活動促進法施行条例及び福島県特定非営利活動促進法施行細則の改正を行い、NPO法と同じく平成24年4月1日から施行となります。

NPO法改正後、特定非営利活動法人の皆さんに御対応いただく件について別紙のとおりお送りしますので、御確認願います。

(事務担当 文化振興課 NPO法担当 電話 024-521-7179)

特定非営利活動法人の皆様へ ～特定非営利活動促進法等が変わります～

平成 24 年 4 月 1 日から、改正特定非営利活動促進法が施行されます。

改正法施行により、特定非営利活動法人（以下「法人」といいます。）の皆様にご対応いただく必要がある事項としては、以下のようないわゆる事項がありますので、ご留意ください。

また、改正法に併せて、福島県特定非営利活動促進法施行条例と福島県特定非営利活動法人施行細則の改正も行い、平成 24 年 4 月 1 日から施行となります。様式が変更、追加になったものがありますので、申請等の際はホームページにて確認をお願いします。

さらに、改正法により、国税庁が行っていた認定 NPO 法人の事務を所轄庁である県が行うこととなりました。認定又は仮認定の申請を考えている法人は、福島県文化振興課に必ず事前に相談をお願いします。

1 まず確認すること

○所轄庁の変更（法第 9 条関係）

法改正により、一部の法人に対する所轄庁が変更になります。2 以上の都道府県に事務所を置く法人の所轄庁は、これまで内閣府でしたが、法改正後は主たる事務所のある都道府県になります。また、1 の政令指定都市内のみに事務所を持つ法人の所轄庁は、これまでの道府県から、当該政令指定都市に変わります。

現行	平成 24 年 4 月 1 日から
〈2 以上の都道府県に事務所を置く法人〉 ○内閣総理大臣	→ ○主たる事務所の所在地の都道府県知事へ変更
〈1 の都道府県内に事務所を置く法人〉 ○都道府県知事	→ 〈1 の政令指定都市内のみに事務所を置く場合〉 ○政令指定都市の長へ変更 → 〈上記以外の法人〉 ○都道府県知事（変更なし）

2 ご対応いただく必要がある事項

①登記にすること

○理事の代表権の制限に関する登記（法第 16 条旧第 2 項、施行令附則第 3 条、組合等登記令 2 条関係）

平成 24 年 4 月 1 日から施行される改正特定非営利活動促進法及び改正組合等登記令により、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、定款において理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その定めを登記しなければならないこととなりました。また、特定の理事（理事長等）のみが法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、その理事以外の理事を登記する必要がなく

なりました。

改正組合等登記令が施行される際に代表権の範囲又は制限に関する定めがある法人については、施行の日から6ヶ月以内に（ただし、他の登記をするときは、当該他の登記と同時に）理事の代表権の範囲又は制限に関する定めの登記、又は法人を代表する特定の理事（理事長等）以外の理事についての代表権喪失による変更の登記をしなければなりません。

なお、これらの登記を怠った場合には、20万円以下の過料に処せられることがあります。

(注) 定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。

②書類の提出や備置きに関すること

○事務所に備置き、閲覧に供する書類・場所の追加（法第28条関係）

法改正により、従たる事務所においても主たる事務所と同様の書類の備置き・閲覧が義務付けられました。

さらに、事務所において備置き・閲覧が義務付けられる書類に最新の役員名簿が追加されました。また、設立又は合併後間もない法人で事業報告書等を作成していない場合における開示書類について、事業計画書及び活動予算書が開示の対象になりました。

	平成24年3月31日以前に開始した 事業年度に係る事業報告書等	平成24年4月1日以降に開始する 事業年度に係る事業報告書等
主たる 事務所	・事業報告書等 ・定款等	→ ・事業報告書等 ・定款等 <u>・最新の役員名簿</u>
従たる 事務所	<u>備置き・閲覧書類なし</u>	→ ・事業報告書等 ・定款等 <u>・最新の役員名簿</u>

○事業報告書等提出時の添付書類の削除（法第29条関係）

これまでには、事業報告書提出時に前事業年度中に定款変更があった場合の関係書類を添付する必要がありましたが、法改正後は不要になります（変更後の定款等は変更時に提出することとなります）。

③計算書類に関すること

○収支計算書等に係る改正（法第10条第1項第8号及び第27条第3号関係）

法改正により、法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表す収支計算書ではなく、法人の当期の正味財産の増減原因を示す活動計算書の作成が義務付けられました。当分の間は収支計算書でも受け付けられますが、できる限り速やかに活動計算書に移行して下さい。

④定款に関すること

○活動分野の追加（法別表関係）

法改正により、活動分野が 17 分野から 20 分野になり、法別表の各号の番号も変更になりました。これに伴い、定款において法別表の各号の番号のみを記載している場合については、内容の類推が困難であるため速やかに定款変更が必要となります。

3 定款変更や役員変更をする際の留意事項（該当する法人のみ）

①定款変更をするとき

○届出のみで足りる事項の拡大（法第 25 条第 3 項及び第 6 項関係）

これまで、定款変更をする場合に所轄庁への届出のみで足りる事項は軽微な事項に限られていましたが、法改正により、以下の表に掲載する事項に拡大されます。

現行	平成 24 年 4 月 1 日から
以下の軽微な事項に関する定款の変更 ・事務所の所在地（所轄庁変更を伴わないもの） ・資産に関する事項 ・公告の方法	以下の事項に関する定款の変更 → ・事務所の所在地（所轄庁変更を伴わないもの） ・役員の定数に関する事項 ・資産に関する事項 ・会計に関する事項 ・事業年度 ・残余財産の帰属先に関する事項を除く解散に関する事項 ・公告の方法 ・第 11 条各号に掲げる事項以外の事項（任意的記載事項）

○定款変更の届出時の添付書類の追加等（法第 25 条第 6 項、第 7 項関係）

定款変更の届出時の添付書類として、社員総会の議事録の謄本と変更後の定款が追加になります。

また、定款の変更が登記事項の変更を伴う場合（理事の変更、所在地の変更等）には、登記終了後遅滞なく登記事項証明書を提出することとなります。

現行	平成 24 年 4 月 1 日から
添付書類なし	→ ・社員総会の議事録の謄本 ・変更後の定款 (※登記事項の変更を伴う場合、登記終了後遅滞なく登記事項証明書を提出)

○所轄庁変更を伴う定款変更の添付書類（法第 26 条第 2 項関係）

所轄庁変更を伴う定款変更の申請にあたり、法人が事業報告書等を作成するまでの間は、設立時の財産目録を添付することとなっていましたが、これに加えて事業計画書及び活動予算書を添付することとなります。

現行	平成 24 年 4 月 1 日から
<p>(法人が事業報告書等を作成するまでの間) ・設立時の財産目録</p>	<p>(法人が事業報告書等を作成するまでの間) ・設立時の財産目録 ・事業計画書 ・活動予算書</p>

②役員変更をするとき

○役員変更等の届出時の添付書類の追加（法第 23 条第 1 項関係）

役員の変更届を提出する場合には、変更後の役員名簿を添付することとなります。

4 法改正によりできるようになったこと

○縦覧期間中の補正が可能に（法第 10 条第 3 項関係）

これまで、認証に係る申請書や添付書類に不備があった場合でも申請者側から補正することはできませんでしたが、法改正後は、軽微な不備に係る事項に限り、所轄庁が認証申請書を受理した日から 1 月を経過するまでの間は補正が可能になります。（※どのようなものが軽微な不備にあたるかは、各所轄庁の条例で規定されますので、ご確認下さい。）

○社員総会決議の省略（法第 14 条の 9 第 1 項関係）

法改正後は、理事や社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合に、その提案について社員全員が書面や電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす（みなし総会決議）ことが可能になります。

5 その他

法改正により、定款の記載事項について変更になる箇所があります。

（NPO法）

第 5 条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

（定款例）



（事業）

第〇条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

① ○○○○○事業

② その他の事業

① △△△△△事業

「収益」から
「利益」に改正を



2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益が生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

(定款例)

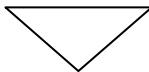
(定款の変更)

第〇条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、堅微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法



(定款の変更)

第〇条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項

(10) 定款の変更に関する事項

(定款例)

(事業報告及び決算)

第〇条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。



(事業報告及び決算)

第〇条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

これらの定款変更については、即座に行う必要はありませんが、他の定款変更をする場合に併せて変更するなどしてください。

【問い合わせ先】

福島県 企画調整部 文化スポーツ局 文化振興課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（西庁舎11階）

電話 024-521-7179

FAX 024-521-5677

メールアドレス bunka@pref.fukushima.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.jp/npo/index.html>

※ホームページがご覧になれない法人は、連絡願います。